

グループホーム つばさ

認知症対応型共同生活介護
利用約款及び重要事項説明書

社会福祉法人おおさわの福祉会
グループホームつばさ

令和6年4月1日作成

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）利用約款

（約款の目的）

第1条 グループホーム つばさ（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援2状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、共同生活住居において家庭的な環境のもとで日常生活を営むことができるよう認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）利用同意書を当施設に提出した後、利用開始日から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

- 2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること
 - ② 認知症対応型共同生活介護利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、本約款に基づく認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

- 2 身元引受人も前項と同様に認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共

同生活介護) 実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援1と認定された場合
- ② 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合 但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により提供することができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書に領収印を押印し領収書とします。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又はユニット長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限

する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の職員がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、職員の判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 職員判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(虐待の防止について)

第12条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	上野 ちか子
-------------	--------

- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(感染症の予防及びまん延の防止について)

第13条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催すると共にその結果について従業員に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(業務継続計画の策定について)

第14条

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当

該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(要望又は苦情等の申出)

第 15 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）に対しての要望又は苦情等について、各ユニット長又は管理者に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 16 条 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 17 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(別紙1)

重要事項説明書

あなたに対する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令第34号5章4節96条（36号4章4節76条）に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人おおさわの福祉会	主たる事務所の所在地	富山市下林141
法人種別	社会福祉法人	代表者の氏名	理事長 岩井 広行
電話番号	076-467-1000	ファックス番号	076-468-0001

2. ご利用施設

施設の名称	グループホーム つばさ	施設の所在地	富山県富山市春日368-1
都道府県知事許可番号	1690101652	管理者の氏名	大塚 繭
電話番号	076-468-7337	ファックス番号	076-467-5272

3. 事業の目的と方針

事業目的	要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援）と認定された利用者に対し、介護保険法令の主旨に従つて、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同）サービスを提供することを目的とする
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）計画に基づいて、認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう目指す。・利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として身体拘束を行わない。・家族との連携を図るとともに、その家族との交流等の機会の確保に努め、また地域との結びつきを重視する。・明るく家庭的な環境を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。サービス提供にあつては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対して療養上の必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施する。

4. 施設の概要

建 物	鉄 骨	延床面積	998.78㎡
-----	-----	------	---------

5. 職員体制

従業者の職種	区 分				常勤換算後の人員	保有資格
	常 勤		非常勤			
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			1	
計画作成担当者		3			1	
介護職員	15	3	2		20	
看護職員	1				1	

6. 職員の勤務体制

区 分	勤 務 時 間	休 暇	
常 勤	7 : 0 0 ~ 1 5 : 5 0	4 週 8 休	
	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0		
	1 0 : 0 0 ~ 1 8 : 5 0		
	1 6 : 4 0 ~ 9 : 0 0		

7. サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。料金は別紙参照）

(1) 介護保険給付によるサービス

サービス種別	内 容						
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ・食材料費は給付対象外です。 ・食事は離床して食堂で摂っていただくよう配慮します。 ・食事時間 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>朝食</td> <td>7 : 3 0 ~</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td>1 2 : 0 0 ~</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>1 7 : 3 0 ~</td> </tr> </table> 	朝食	7 : 3 0 ~	昼食	1 2 : 0 0 ~	夕食	1 7 : 3 0 ~
朝食	7 : 3 0 ~						
昼食	1 2 : 0 0 ~						
夕食	1 7 : 3 0 ~						
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と、排泄の自立の援助を行います。 ・おむつ交換は適宜、状況に合わせてます。 						
入浴	・週2回入浴または清拭を行います						
日常生活上の お世話	<ul style="list-style-type: none"> ・離床 寝たきり防止のため離床に配慮します ・着替え 着替えのお手伝いをします ・整容 身の回りのお手伝いをします ・シーツ交換 ・健康管理 ・洗濯 ・居室内清掃 						
機能訓練	・離床援助、屋外散歩同行、家事共同作業等により生活機能の維持・改善に努めます。						
相談及び援助	・利用者とそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。						

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内 容
食材料費	介護保険給付の対象外です。実費をお支払いください。
おむつ代	別紙料金表の通りです。
家 賃	介護保険給付の対象外です。利用料1日 1, 5 0 0 円

8. 苦情等申立窓口

当事業所内	受付担当者	大塚 繭	
	苦情解決責任者	吉野英樹	
	ご利用時間	毎日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	
	ご利用方法	電話	0 7 6 - 4 6 7 - 5 1 5 1
		面接	上記時間内で対応致します
投書		各階のご意見箱に投函して下さい	
国民健康保険団体連合会	076-431-9832 富山市下野豆田995-3 県市町村会館内		
大沢野総合行政センター地域福祉課	076-468-1111 富山市高内333		
富山市介護保険課	076-443-2076 富山市新桜町7-38		
富山県福祉サービス運営適正化委員会	076-432-3280 富山市安住町5-21 富山県社会福祉協議会内		

9. 事故発生時の対応

当施設内で事故が発生し処置が必要になったときは、施設内または連携している協力医療機関に連絡し、診療・往診又は入院等の指示を仰ぎ、ご家族には詳細に経過を説明、報告致します。また、日頃より応急手当処置の知識・方法などについて研修します。また、サービスの提供に当たり、利用者の生命・身体・財産に損害を生じさせた場合は、速やかにその損害を賠償します。

10. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「グループホーム つばさ 消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「グループホーム つばさ 消防計画」にのっとり年2回 夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー（有） 自動火災報知器（有） 誘導灯（有） 非常通報装置（有） カーテン布団等は、防災性能
消防計画等	大沢野消防署への届出日 令和6年4月1日 防火管理者 林 一宏

11. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒はお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	利用者本人で管理してください。
現金等の管理	利用者本人で管理してください。
宗教・政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

12. 協力医療機関

医療機関の名称	大沢野クリニック
開設者	医療法人社団 双星会
所在地	富山市上二杉429-2
電話番号	076-468-3300
診療科	整形外科、内科、耳鼻咽喉科
入院設備	無し

13. 守秘義務

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行います。

(別紙2)

料 金 表

令和6年4月1日改定

介護保険負担分		
項 目	単 位 数	
要支援2	749単/日	
要介護1	753単/日	
要介護2	788単/日	
要介護3	812単/日	
要介護4	828単/日	
要介護5	845単/日	
初期加算	30単/日	入居日より30日以内
入院時費用	246単/日	入院中期間の費用、6日間限度
看取り介護加算1	72単/日	死亡日45日前～31日前
看取り介護加算2	144単/日	死亡日30日前～4日前
看取り介護可算3	680単/日	死亡日前々日、前日
看取り介護加算4	1,280単/日	死亡日
医療連携体制加算(Ⅰ)イ	57単/日	看護師を常勤換算で1名以上配置。職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問と連携し24時間連絡できる体制を確保していること。重度化に対する指針がありご家族に説明、同意を得ている。
医療連携体制加算(Ⅰ)イ	47単/日	看護職員を常勤換算で1名以上配置。職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問と連携し24時間連絡できる体制を確保していること。重度化に対する指針がありご家族に説明、同意を得ている。
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	37単/日	職員として、又は病院、診療所若しくは訪問との連携により、看護師を1名以上確保している。職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問と連携し24時間連絡できる体制を確保していること。重度化に対する指針がありご家族に説明、同意を得ている。
医療連携体制加算(Ⅱ)	5単/日	医療連携加算(Ⅰ)のいずれかを算定していること。
協力医療機関連携加算	100単/月	協力医療機関が①病状が急変した場合、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。②診療の求めがあった場合において、診療体制を常時確保していること。
協力医療機関連携加算	40単/月	上記以外の協力医療機関と連携していること。
退居時情報提供加算	250単/回	医療機関への退所後、医療機関へ情報を提供した場合。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単/月	新興感染症の発生時の対応体制を確保していること。協力医療機関等との間で一般的な感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単/月	医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合、実地指導を受けていること。
新興感染症等施設療養費	240単/日	当該感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限定とする。
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150単/月	(1)認知症生活自立度Ⅲ以上が全体の50%以上 (2)認知症介護の指導研修修了者又は認知症介護の専門研修修了者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員で認知症に対するチームを組んでいること。 (3)個別に認知症の評価を計画的に行い、評価に基づきチームケアを実施していること。 (4)認知症ケアについて、ケアプランを作成し定期的に計画の見直しを行っていること。
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120単/月	(1)の(1)、(3)及び(4)に上げる基準に適合すること。認知症の専門研修修了者を1名以上配置し、複数人の介護職員で認知症に対するチームを組んでいること。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単/月	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること。 見守り機器等のテクノロジーを数導入している。 職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。 1年以内ごとに1回、業務改善のデータ提供を行う。

生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10単/月	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。 1年以内ごとに1回、業務改善のデータ提供を行う。	
若年性認知症利用者受入加算	120単/日		
退居時相談援助加算	400単/回	退居時に相談援助を行い、退居日から2週間以内に市町村等に情報提供をした場合。	
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単/日	認知症生活自立度Ⅲ以上が全体の50%以上。 認知症実践研修修了者を配置し、専門的なチームケアを実践していること。 認知症ケアに関する会議を定期的実施していること。	
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単/月	医師 PT,OT,ST の助言に基づき介護計画を作成・実施	
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単/月	医師 PT,OT,ST が GH に訪問し介護計画を作成・実施	
栄養管理体制加算	30単/月	管理栄養士が従業者に対し栄養ケアの技術助言・指導	
口腔衛生管理体制加算	30単/月	歯科医師、歯科衛生士が従業者に対し口腔ケアの技術助言・指導を月1回以上	
口腔・栄養スクリーニング加算	20単/回	口腔健康状態及び栄養状態のスクリーニング	
科学的介護推進体制加算	40単/月	LIFE へのデータ提出頻度について、少なくとも3月に1回の見直し その他、LIFE 関連加算に共通した見直しを実施。	
夜勤職員減算	50単位/日	夜勤職員を各ユニットに配置していない	
3ユニット夜勤職員2名減算	-50単/日	3ユニットに夜勤職員が2名の場合	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単/日	定められた基準に適合している場合	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	111/1000単/日		
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	31/1000単/日		
介護職員等ベースアップ等支援加算	23/1000単/日		
法定代理受領分以外			
家賃	1,500円/日		
食材料費	1,900円/日 (朝食460円、昼食750円、夕食690円、おやつ含)		
水道光熱費	600円/日		
寝具賃貸料	75円/日 (掛け布団、肌布団、枕、掛カバー、シーツ、枕カバー、ベッドパッド又は敷布団で一組)		
寝具洗濯代	2,200円/枚 (掛け布団)	寝具洗濯代	1,100円/枚 (肌布団)
寝具洗濯代	35円/枚 (デニム)	リハパン M	80円/枚
リハパン L	85円/枚	パット	45円/枚
ケアパットスーパー	70円/枚	パットスーパー	55円/枚
パットウルトラ	65円/枚	パットエクストラ	75円/枚

(別紙3)

個人情報の利用目的

グループホーム つばさでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[グループホーム内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理

－事故等の報告

－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護） 利用同意書

グループホーム つばさ
 管理者 上野 ちか子 殿

グループホーム つばさの認知症対応型共同生活介護施設（介護予防認知症対応型共同生活介護）を利用するにあたり、認知症対応型共同生活介護施設（介護予防認知症対応型共同生活介護）利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

利用者	(フリカナ) 氏 名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日		
	住 所	〒 電話番号		

身元引受人	(フリカナ) 氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	住 所	〒 話番号		
	勤 務 先	電話番号		

【本約款第10条2項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】
 （身元引受人以外に連絡する場合、記入する）

(フリカナ) 氏 名			
生年月日	年 月 日		
住 所	〒 電話番号		
勤 務 先	電話番号		